

令和3年第7回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和3年7月5日 開会

令和3年7月5日 閉会

令和3年第7回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月5日（月）午後3時30分  
場 所 山武市役所 第6会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫  
議 事 議案  
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について  
(2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について  
(3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について  
(4) 令和3年度第4次農用地利用集積計画（案）の決定について  
て  
(5) 農用地利用配分計画（案）に関する意見について  
(6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
(7) 青年等就農計画認定申請に関する意見について  
(8) 農業委員会選出役職員について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

欠席農地利用最適化推進委員（0名）

出席事務局職員（4名）

---

◎開 会

事務局長 令和3年度第7回農業委員会総会を開催いたします。  
開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。  
雲地会長、よろしくお願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 どうもありがとうございました。  
本日の総会の日程を御説明させていただきます。  
日程第1 会期の決定について  
日程第2 議事録署名人の指名について  
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による  
通知について

◎議案説明

- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見  
について  
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見  
について  
日程第7 議案第4号 令和3年度第4次農用地利用集積計画（案）の決  
定について  
日程第8 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について  
日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について  
日程第10 議案第7号 青年等就農計画認定申請に関する意見について  
日程第11 議案第8号 農業委員会選出役職員について

令和3年7月5日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

---

事務局長 日程につきましては以上でございます。  
早速会議に入っておりますが、会議の議長は、山武市  
農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされ  
ております。以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたしま  
す。よろしくどうぞお願いします。

議長

これより令和3年第7回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号8番増田委員、議席番号10番高野委員の両委員を指名します。

---

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局

総会資料4ページから7ページを御覧ください。

今回の農地法第18条第6項の規定による通知の報告は7件になります。そのうち農地法第3条の解約が2件、基盤強化法利用権設定の解約が3件、機構法の解約が1件、利用権及び機構法の3者一括解約が1件になります。

いずれも貸付人と借受人の合意による解約になります。詳細については資料を御覧ください。

以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

---

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申

請についてを議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

**事務局**

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

**議長**

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員から補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進員の遠藤委員からの説明を求めます。

**遠藤推進委員**

地区担当推進委員の遠藤でございます。1番について御説明を申し上げます。

この畑につきましては、譲渡人がもう高齢だということで、譲受人とは隣同士で親戚関係です。譲受人の方は今、有機農法をやりたいと、うちの周りにいろいろやっています。ちょっと草が出ているかなという気はしますが、一生懸命やっております。私が見に行ったときに話を聞いた中では、これからできれば有機農法でいろいろな人来てもらって一緒にやりたいという話をしておりましたので、何も問題ないかと思われまますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番林委員から補足説明等を求めます。

**林委員**

議席番号4番、林でございます。

ただいま遠藤推進委員さんから御説明があったとおり、非常に一生懸命やっているということで、譲受人と譲渡人はおいっ子とお婆という関係でございます。贈与を受けて、落花生やブルーベリー等を作付してやっていきたいということでございました。また、認定農業者でもありますので、今後、そういったところを期待しながら、我々も見していきたいと思っております。

権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しない

ため、許可要件の全てを満たしております。どうかよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

**椎名推進委員** 地区担当推進委員の椎名です。

譲渡人につきましては、今現在はもう亡くなった方で、相続される方が相続を放棄いたしまして、こういう形になっております。

譲受人につきましては、今まで耕作をしておりまして、今回、買うことになりまして、申請がありました。よろしくお願ひいたします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号6番齊藤委員からの補足説明等を求めます。

**齊藤委員** 議席番号6番の齊藤です。

今、椎名推進委員さんの申しましたとおりでありまして、譲渡人の財産を相続すべき親族が相続放棄したということで、ここに書いてあります相続財産管理人の手に渡りまして、今

まで田んぼを管理していた方が売買で譲り受けたということになります。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の椎名委員から説明を求めます。

**椎名推進委員** 地区担当推進委員の椎名です。

先ほどの2番の申請と申請番号3の説明は同様ですのでよろしく申し上げます。

**議長** それでは、申請番号4と5も譲渡人が同じなので説明は同様となりますか。

**椎名推進委員** 同様です。

**議長** 当該地域の農業委員の補足説明も申請番号3から5番まで同様になりますか。

**齊藤委員** 同様です。

議長                    それでは、申請番号3から5番まで、地区担当推進委員と当該地域の農業委員からの説明が終わりました。  
                             質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長                    異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
                             議案第1号、申請番号3から5について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長                    挙手全員です。本件については、許可することに決定します。  
                             議案第1号、申請番号6について、地区担当推進委員の加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員        地区担当推進委員の加藤でございます。  
                             譲受人は何年か前にこの土地を購入しましたが、土地の条件が大変悪くて、いろいろ苦勞していた。そこで、譲受人の方が、今、経営規模を大分増やしておりまして、どういう条件でもという形で売買が成立したとは聞いております。  
                             以上です。

議長                    地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
                             引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員から補足説明等を求めます。

古谷委員              議席番号11番、古谷です。  
                             ただいま加藤推進委員からありましたように、譲渡人は自宅のほうから遠いということで、譲受人が自分の居住する地区ということで、売買ということになりました。  
                             権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議をお願いいたします。

議長                    地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終

りました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号6について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号7について、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員、堀越です。

議案1号、7番について説明いたします。本件は、売買による所有権移転です。事由は、譲渡人においては、今後、農業をやらないと。譲受人におきましては、新規就農です。畑にイチジク、スモモ等を栽培する予定とのことです。

新規就農に当たりまして、この方は、神奈川県厚木市において果樹栽培の実務研修を1年間行ってきているとのことです。また、家族、父が、九十九里のほうで既に土地を購入して、果樹栽培を営んでいるということです。

売買に関して特に問題はないと思います。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号4番林委員からの補足説明等を求めます。

林委員

議席番号4番、林でございます。

ただいま堀越委員から御説明があったとおりでございます。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうかよろしく御審議のほう、お願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号7について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号8について、地区担当推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木でございます。

譲渡人、譲受人ともに同級生でございまして、なおかつ親戚関係ということで話を聞いております。譲渡人に関しましては、同級生ですけれども、もう年も重ねてきているということで、土地を管理するのが大変ということで、譲受人さんのほうへ譲渡をしたいということで話がまとまったそうです。親戚同士ということで、土地を20年近く借りていまして、それを譲受人さんのほうが、長い間借りていたので、買うよということで、話にまとまったそうでございます。

両方とも地域農業に大変貢献をしておりまして、田畑もきれいになっております。金額が見てのとおり大きいと思いますが、親戚ということで、譲受人さんのほうがこの金額でという話を今日、聞いてまいりました。

何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員からの補足説明等を求めます。

**増田委員**

議席番号 8 番、増田です。

今、鈴木推進委員さんから御説明のありましたとおりで、特に問題はないと思われま

す。権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第 1 号、申請番号 8 について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第 1 号、申請番号 9 について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めま

**布施推進委員**

地区担当推進委員の布施です。

第 1 号議案の番号 9 について説明させていただきます。

譲渡人は亡くなってしまっていて、譲受人は隣の人であります、畑も譲受人の近隣にありまして、きちんと管理されています。何ら問題がないと思います。どうぞよろしく願

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号 2 番小山委員からの補足説明等を求めま

**小山委員**

議席番号 2 番、小山です。

ただいま布施推進委員の申し上げましたとおり、何ら問題  
ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しな  
いため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願  
いいたします。

**議長**

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終  
わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長**

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし  
ます。

議案第1号、申請番号9について、許可することに御異議  
ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長**

挙手全員です。本件については、許可することに決定しま  
す。

議案第1号、申請番号10について、地区担当推進委員の布  
施委員からの説明を求めます。

**布施推進委員**

地区担当推進委員の布施です。

第1号議案の番号10について説明させていただきます。

売買による所有権移転でして、番号9と10は併せての売買  
による所有権移転です。譲受人に対しましては、番号9の譲  
受人のめいに当たりまして、同居して農業を手伝っているた  
め、何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願いし  
ます。

**議長**

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員か  
らの補足説明等を求めます。

**小山委員**

議席番号2番、小山です。

ただいま布施推進委員が申し上げましたとおりでございま

す。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いをいたします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号10について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号11について、地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

**川島推進委員** 地区担当推進委員の川島です。申請番号11番について御説明いたします。

売買による所有権移転になります。譲渡人は高齢ということもあって管理ができない。譲受人と譲渡人は実は親戚関係にありまして、以前から譲受人のほうが、もう10年以上前から土地を耕作しているところでございます。何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号7番三橋委員からの補足説明等を求めます。

**三橋委員** 議席番号7番、三橋でございます。

本件につきまして、ただいま川島推進委員さんの御説明のとおりでございますので、問題はないものと思われま

なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号11について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号12と13は関連のある案件ですので一括して地区担当推進委員の菊池委員から説明を求めます。

**菊池推進委員** 地区担当推進委員の菊池です。申請番号12番と13番、ほぼ同一条件なので、一括して説明させていただきます。

これは賃貸借権の設定であります。現在も譲受人は、この全部の畑を耕作しております。譲受人は、無農薬・無肥料栽培でやっておりますが、その人たち、意外と草がひどいんですが、ちゃんと管理されていて、地元としては何ら問題ありません。よろしく申し上げます。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番鈴木委員からの補足説明等を求めます。

**鈴木委員** 議席番号15番、鈴木です。

ただいま菊池推進委員さんから話があったように、草は出ているようすけれども、地元としては何ら問題ございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議、お願いいたします。

**議長** 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号12、13について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

---

◎議案第2号

**議長** 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号番号1について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

**川島推進委員** 地区担当推進委員の川島です。申請番号1について御説明いたします。

申請人は、現在の住居が2年前の台風による被害と老朽化のために新築して移り住みたいということで、適当な土地がなかったもので転用という形で申請したというところでござ

います。よろしく申し上げます。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の齊藤委員からの報告を求めます。

**齊藤委員** 議席番号6番の齊藤です。  
先ほど現地確認に行っていました。周りは住宅地で、  
結構、家が建っておりました。その家の並びに新たに家を建  
てるということでありまして、本件は第1種農地への専用住  
宅の建築であり、原則としては不許可になる案件です。しか  
しながら、住宅が周辺の集落に接続して設置される場合は許  
可し得るという例外規定、農地法第4条第2項、農地法施行  
令第11条第1項第2号イ、農地法規則第33条第4号に該当し  
ますので、許可相当と思われれます。  
以上です。

**議長** 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査  
員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし  
ます。  
議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を  
付すことに御異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付  
すことに決定します。

---

◎議案第3号

**議長** 次に、議案第2号の申請番号2を議題としますが、この案  
件については、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定  
による許可申請に関する意見についての申請番号1と関連の  
ある案件ですので、議案第2号、申請番号2並びに議案第

3号、申請番号1を事務局及び地区担当推進委員から、それぞれ一括の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号番号2及び議案第3号番号1について、説明する。(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
続きまして、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

**齋藤推進委員** 地区担当推進委員の齋藤です。  
ただいま事務局より説明があったと思いますが、議案第2号の2番、続いて議案第3号の1番について、続けて説明いたします。  
まず最初に議案第2号の2番につきましては、転用の許可申請であります。現地は住宅地の中の農地であり、問題ないかと思えます。  
続きまして、議案第3号の1番について説明いたします。今回の申請は、転用を伴う使用権貸借の権利の許可申請であります。譲受人は、現在、住んでいるアパートが手狭になり、戸建てが欲しいということで、親との2世帯住宅を建てるとのことです。周りも住宅地でありますので問題ないかと思えます。よろしく申し上げます。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の川島委員からの議案第2号、申請番号2並びに議案第3号、申請番号1の報告を求めます。

**川島委員** 議席番号5番川島です。まとめて説明します。  
今、齋藤推進委員から詳しい説明がありましたので、私のほうから特に説明はありません。これは第3種農地への専用住宅の建築ということですので、また、住宅地で、周辺に農地はありませんので、問題はありません。許可相当と思われます。農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当であること。また、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可相当であると思われます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**議長** 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。  
最初に、議案第2号、申請番号2を採決します。本件については許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。  
続きまして、議案第3号、申請番号1を採決します。本件については許可相当として意見を付すことに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

---

◎議案第4号

**議長** 日程第7、議案第4号、令和3年度第4次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。  
この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。  
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

所有権移転個人明細番号1から4及び利用権設定等個人明細番号1から7までを一括して採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

---

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用配分計画個人別明細、番号1について採決します。本件について、原案のとおり決定すべき項の意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことに決定します。

---

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
議案第6号、番号1について、地区担当推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木です。  
申請内容につきましては、横芝光町の方でございまして、高富に土地があるということで、それを会社のほうへ問合せというか、私が出向きまして概要を聞いてまいりました。  
土地のほうは山武市松尾町高富にあるんですけども、そこをやろうとしたときに、代表者の父親が3年前に亡くなりまして、今現在、息子さんの名義になっております。またこのコロナという状況で、今、事業は止まっておりますが、松尾町高富の土地に糞乾施設なり規模拡大の用地ということですので、代表者の母親から説明を受けてまいりました。  
私のほうからは以上です。

議長 地区担当推進委員及び事務局からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

---

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題とします。  
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第7号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明等を求めます。  
最初に、番号1について、地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員 地区担当推進委員の廣口です。  
議案第7号、番号1について御説明申し上げます。  
サラリーマン生活を送っていたところではありますが、令和2年から千葉県立農業大学校で研修を受け、就農することになりました。令和3年5月から経営を開始しております。ネギ、ピーマン等を栽培する予定であります。  
よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第7号、番号1について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、原案のとおり、認定すべきものと意見を付すことに決定します。

次に、議案第7号、番号2について、地区担当推進委員の布施委員からの説明を求めます。

**布施推進委員** 地区担当推進委員の布施です。

第7号議案の番号2について説明させていただきます。

自宅は大網ですが、今回、就農に当たり、私の担当地域の施設ハウスを借り入れることができました、そこでミニトマトを栽培していきたいということでした。

どうぞよろしく申し上げます。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第7号、番号2について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

次に、議案第7号、番号3について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

**椎名推進委員** 地区担当推進委員の椎名です。

番号3について御説明いたします。

この方は、横芝光町でネギの講習を受けたそうで、その講

習先の方が借毛本郷でネギの耕作をやっておりまして、今回、隣に空いてる畑を借りて、新規に始めるという形で今回の申請になりました。もう作付けのほうはしてありまして、今現在、ネギが植わっている状態です。本人も一生懸命やるようですので、何ら問題はないかと思えます。よろしく願います。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

**議長** 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第7号、番号3について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

---

#### ◎議案第8号

**議長** 日程第11、議案第8号、農業委員会選出役職員についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

**事務局** それでは、総会資料の78ページ、役職員一覧表を御覧いただきたいと思えます。

現在の山武市まち・ひと・しごと創生戦略会議委員1名及び山武市総合計画審議会委員1名、こちらの任期に伴いまして、市長のほうから委員の推薦をしていただきたい旨の依頼がございました。本日は、この推薦依頼に伴いまして、農業委員会を代表する委員の候補者の選出をお願いするものでございます。

それでは、各委員会について御説明申し上げます。

初めに、まち・ひと・しごと創生戦略会議は、主に地方創生に必要な総合戦略の策定などの検討・検証に関することを行います。

次に、山武市総合計画審議会は、主に市長からの諮問を受けた基本構想及び基本計画の策定または変更に関する事項について調査、審議し、その結果を市長に答申を行います。

説明は以上でございます。

**議長**

事務局からの説明が終わりました。

本件について、どのように選出したらよろしいか、御意見を伺います。

**川島委員**

事務局からの、案があればお願いします。

**議長**

分かりました。今、川島委員から、事務局のほうに案があればということですので、まず事務局の案により指名することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

**議長**

異議なしの声がありましたので、御異議ないものと認め、事務局の案をもって指名させていただきます。

事務局からの説明を求めます。

**事務局**

それでは、事務局案について御説明いたします。

初めに、山武市総合計画審議会の委員につきましては、団体の代表委員とされて、従来から会長がこの審議会委員となっております。このたびも会長であります雲地委員に、続きまして、まち・ひと・しごと創生戦略会議の委員につきましては、団体の役職員とされており、当委員会の会計職であります三橋委員に、それぞれお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

**議長**

ただいま事務局から説明があったとおり選出させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

◎その他

議長

以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。  
その他の件について、皆様方から何か御意見等ございますか。

---

◎閉 会

議長

それでは、これで今日の総会を閉会いたします。  
次回の総会は8月5日木曜日、本庁舎3階大会議室を予定  
していますので、御参集よろしく願いいたします。